

2016年 **7**月 つるがしま里山サポートクラブ活動案内

平成 28 年 6 月 25 日(土)

小澤邦彦

梅雨の季節となりました。この時期の森の作業で大切なことは、熱中症対策と蚊対策です。水分持参と長袖・虫スプレー準備での参加をお願いします。

◇ 7月のクラブ実施内容は以下のとおりです。

◎ 「地域の恵み 竹林の竹でそうめん流し体験」への参加

☆ 活動日時 : 7月2日(土) 9時00分~14時

☆ 参加目的・意義

参加者の皆さんが住んでいる直ぐ近くにある地域の市民の森で、夏場の竹の成長の様子を観察し、竹林の恵みを皆さんに感じてもらう。竹林内の竹を使って流しそうめんの樋や自分達で食べるお椀をつくることを体験してもらうことで、自然を身近に感じてもらうとともに一緒にそうめんを食べることで参加者間の交流を図ります。

☆ 主催 : 杉下地域支え合い協議会(夢基金助成事業)

☆ 協力団体 : 東市民センター・広域おやこ劇場ひき北いるま・当クラブ

☆ 後援 : 鶴ヶ島市教育委員会

☆ 参加者数 : 64名(大人29名、こども35名)

☆ 当クラブの具体的実施事項・内容

<竹林広場>

- 竹林整備の必要性説明(小沼)
 - 樋用竹の伐採(6本の竹より3本2本で2樋作成)
 - 脚部制作(高さ1本、80センチ、60センチの真竹で計6脚制作 3本の竹に上部と下部に穴を開け針金で縛る。)
 - 薬味入れ制作 4個(ネギ、生姜、大葉、ごま等)
 - 参加者活動(竹節を金槌等で除去、お椀造り)の補助
- ※ こども達に制作した樋を担がせ東市民センター前庭へ運搬させる。

<前庭・調理室>

- ホース・樋セット
- そーめん調理(杉下支え合い)の補助

☆ 総括責任者 : 小沼 補佐 : 石川

なお、参加者数が多く、樋が混雑する場合は、交代制にするか検討。

◎ 藤金市民の森整備

☆ 活動日時 : 7月31日(日) 9時00分～12時

☆ 参加目的・意義

通例の森整備です。6月30日(木)に藤小3年生に対し、藤金市民の森紹介・案内をしますが、それを契機に子ども達が気軽に森に遊びに来れるよう森を整備します。また、社協が実施する夏のボランティア体験会場となりますので、ボランティア参加者に森整備を体験してもらいます。

☆ 当クラブの具体的実施事項・内容

- 夏に生育した下草をハンマーナイフ・刈払い機で刈り取る。
- 森周辺の清掃活動
- 植樹した桜・山ツツジへの蔓取り

☆ 集合場所 : 藤金の森内の広場 (ボランティア参加者の広場への誘導が必要)

☆ 駐車場所 : 藤小北側駐車場 圏央道側道市民の森看板周辺

☆ 昼食 : おにぎりを用意します。

☆ 総括責任者 : 牛島 補佐 : 柏木

1. 根拠法

「市民の森」とは国の定めた法（都市緑地法第 55 条 市民緑地制度）により成立しているもので、鶴ヶ島市ではこの市民緑地制度に基づく当該土地および制度を「市民の森」と表現している。

2. 市民緑地制度の内容

(1) 制度目的

地域住民が①自然とのふれあいの場を確保すること、②生物の生息・生育地となる公開された緑地を利用できるようにすること、を目的とする。

(2) 制度概要

次の要件を満たすことが必要

- ① 都市計画区域内の 300 m²以上の土地であること。
- ② 契約期間は 5 年以上であること。

(3) 制度メリット

① 土地所有者（地権者）

- ア. 地方公共団体等が緑地を良好な状態で管理するため、土地所有者による土地管理負担が軽減されること。
- イ. 土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となり、税負担がなくなること。
- ウ. 契約期間を 20 年以上とすると当該土地の相続税評価が 20%軽減されること。

② 地方公共団体（鶴ヶ島市等）

一定規模の里山・樹林地を確保することができ、地域住民に良好な緑地を提供することができること。

③ 市民

一定規模の里山・樹林地が公開され、緑地として享受することができること。

3. つるがしま里山サポートクラブの市民の森に対する契約状況

(1) 市民管理協定（地権者・鶴ヶ島市・当団体で協定書締結）

五味ヶ谷市民の森、藤金市民の森

(2) 道路・水辺のサポート制度（鶴ヶ島市へ登録）

高倉市民の森地内 藤金市民の森地内

4. 全国の市民緑地制度実績

平成 26 年 3 月 31 日の全国の契約データ : 14 都道府県 43 市 180 地区 105.3 ha
その内、鶴ヶ島市 7 地区 14.2 ha

鶴ヶ島市は全国面責の 13.5%を占め全国第 2 位の実績